

道路工事承認に伴う条件

(施工管理の基準)

1. 本工事は、四万十市建設工事技術管理要綱の規定を準用して施工管理するほか、本条件書および承認図面により完全に施工しなければならない。

(事前の手続き)

2. 関係他法令の手続きを行い、許可を得た後、工事に着手すること。
3. 地下埋設物を十分調査してから、事故のないように注意して施工すること。

(変更または取下げ)

4. 申請者は、承認を受けた事項を変更または取下げしようとするときは、ただちに変更申請書または取下げ申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(費用負担)

5. 工事または道路の維持に要する費用は、道路法第 57 条の規定により、申請者が負担しなければならない。

(工事の届出等)

6. 申請者は、工事に着手しようとするときは、着手届を市長に提出しなければならない。
7. 申請者は、工事が完成したときは、5 日以内に完成届兼検査願書を 2 部、市長に提出し、検査を受けなければならない。完成届には、第 11 項第 9 号に規定する資料のほか、工事が設計図どおりであることが確認できる書類を 1 部添付すること。
8. 工事の完成にかかわらず、市長が必要と認めるときは、現場の立会検査を行うことができる。
9. 市長は、完成届兼検査願書を受理した日から 14 日以内に申請者及び当該工事受注者又は監督責任者立会いのうえ、工事が設計図に従い適正に施工されたかを確認するための検査を完了し、これに合格した場合は、完成届兼検査願書にその旨を記載し申請者に交付する。なお、申請者がやむを得ない事由により立会できない場合は、当該工事受注者又は監督責任者に委任することができるものとする。
10. 市長は、前 2 項の規定による検査の結果が良好でないと認めたときは、申請者に対し、工事の実施方法の改善、使用材料の交換または工事の再施行等の措置を命じることができる。この措置命令は原則、文書により行うものとする。

(工事の施行)

11. 工事の施行方法は、次の各号に定めるもののほか、道路管理者の定める技術基準によらなければならない。
 - (1) 道路の復旧は、承認を受けた工事の着手前と同等以上の機能となるよう行うこと。
 - (2) 排水施設にあっては、車両が既設の縦断側溝を横断する場合は、横断側溝（荷重条件 25 t 以上）に変更すること。横断側溝の蓋は、グレーチング（L=1.0m、荷重条件 25 t 以上、騒音防止ゴム付き、ボルト固定式、ノンスリップタイプ、都市計画区域内の用途地域内は細目）を標準とする。また横断側溝を除き、連続してコンクリート蓋を設置する場合は、10m に 1 箇所以上、上記のグレーチングを設置すること。
 - (3) 工事の期間中、当該工事の承認年月日、承認番号、工事名、施工区間、工事期間、承認を受けた者の氏名及び連絡先並びに施工者名および連絡先等を記載した標示板を工事場所の見やすい箇所に掲示すること。
 - (4) 工事の期間中、歩行者及び車両の通行に支障をきたさないよう留意するとともに、道

路構造の保全及び交通事故防止のための工事標識、バリケード等の設置には万全を期すほか路面の排水を妨げない措置を講じること。

(5) 工事施行(関係工事も含む)に際し、道路敷地内に工事用土砂、工事用資材、その他物件等を放置しないこと。

(6) 工事施行に伴う土砂等の運搬に際しては、清掃人を配置する等道路の汚損防止に充分配慮すること。

(7) 工事施行に際し、事前に周囲の住民に同意を得ること。

(8) 工事による施設等で道路の構造、施設に障害をきたした場合または路面排水に障害をきたした場合は、道路管理者と協議のうえ、申請者の負担により復旧すること。

(9) 工事完成後は、着工前及び完成後の写真ならびに、床掘、基礎碎石、埋戻の転圧状況、路盤厚及び舗装厚等の完成後に不可視部分となる箇所の施工状況及び出来形管理写真、使用材料の品質が確認できる資料を提出すること。

12. 交通その他特別の事情で緊急を要する復旧が必要な場合は、市長は仮復旧を命じることができる。

13. 工事完成後においても、工事による施設が公共の工事または市長の許可を得た工事に支障を生ずることとなったときは、申請者の負担により撤去等の措置をすること。

(工事の監督)

14. 申請者は、工事の現場に監督責任者を常駐させ、道路の安全管理と工事の適正な実施について十分監督しなければならない。

15. 前項の監督責任者は、市長が交付する道路工事施行承認書を常時携行し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(事故報告)

16. 申請者は、工事の施行において事故が発生したときは、ただちにその旨を市長に報告し、指示を受けるとともに再発防止に向けた対応を行わなければならない。

(承認の取り消し)

17. 市長は、偽りその他不正な手段によって承認を受けた者または承認条件に違反した者に対して、工事の中止を命じるまたはその承認を取り消すことができる。

18. 前項の規定により工事の中止または承認を取り消したときは、市長は申請者に対し、道路を原状に回復する等の措置を命じることができる。

(損害賠償等)

19. 申請者が、工事により市または第三者に損害を与えたときは、ただちに原状に回復しまたはその損害を賠償しなければならない。

(補則)

20. この本条件書に明記していない事項については、道路管理者の指示に従うこと。

注) 工事施工に伴い道路上において工事または作業をしようとするときは所管警察署長の許可を得なければならない。また、道路上の通行を禁止制限する必要がある場合は、道路管理者及び所管警察署長に申請して通行の禁止制限の措置を講じなければならない。